

アムンディ・ ターゲット・ジャパン・ ファンド

追加型投信／国内／株式



ファンドは、NISA成長投資枠の対象です。
販売会社により取扱いが異なる場合があります。
詳しくは販売会社にご確認ください。

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月20日に関東財務局長に提出しており、2025年5月21日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	株式	株式 一般	年2回	日本

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■委託会社 【ファンドの運用の指図を行う者】
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号
設 立 年 月 日:1971年11月22日
資 本 金:12億円（2025年2月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額:
2兆8,310億円（2025年2月末現在）

■受託会社 【ファンドの財産の保管および管理を行う者】
三菱UFJ信託銀行株式会社

■＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

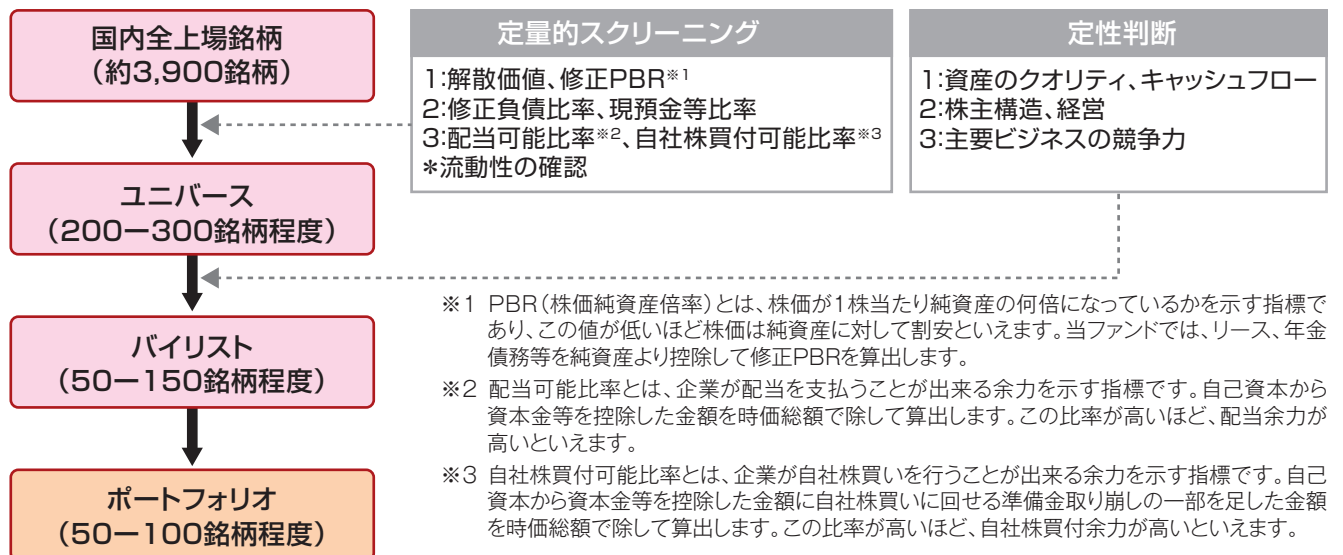
ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1. 実質的な資産価値からみた割安な銘柄のうち、株主価値の増大を図る余力がある銘柄に投資します。
2. ファンダメンタルリサーチを通じて企業の強みとリスクを調査します。
3. 議決権行使や企業との対話を通じ、投資先企業の企業価値向上に努めます。
4. 特定の株価指数（日経平均株価、東証株価指数等）にとらわれない運用を行います。
※ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。

◎ファンドの運用プロセス

ファンドの運用は、独自に指標の算出、分析を行い、健全で安定した運用に努めます。



※銘柄数は、その時の環境によって変動します。

STEP1:ファンドユニバースの選定

定量的スクリーニング:国内全上場株式を対象として行い、ユニバースの構成銘柄を約200~300銘柄に絞り込みます。

STEP2:バイリストの作成

定性面の評価:スクリーニングによって選定されたファンドユニバースに企業訪問等による定性評価を加えて、バイリストを作成します。また、株主の状況等を確認し、M&A(企業の合併・買収)の対象となる可能性も配慮します。

STEP3:ポートフォリオ構築

バイリスト掲載企業について、それまでのスクリーニング結果や定性評価の結果をもとに、その銘柄が投資に適するかどうかの確認を行います。

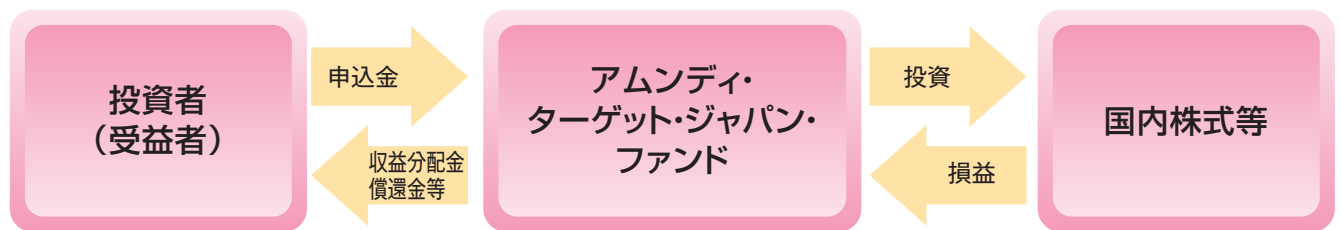
※上記は本書作成日現在の運用プロセスです。運用プロセスは変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの仕組み

(イメージ図)



主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。



分配方針

毎決算時(年2回。原則として毎年2月20日および8月20日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- 分配対象額
分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用方針
留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク



基準価額の変動要因

ファンドは、主として国内株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドは結果として中小型株への投資比率が高くなる傾向にあります。中小型株は、株式市場全体の値動きに比べ値動きが大きくなる傾向があり、株式市場全体が下落した場合、その値動き以上に下落するおそれがあります。株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により、社債等の利息または償還金の支払の遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。中小型株は、その発行会社の財務基盤が大型株の発行会社に比べ見劣りする場合があります。信用リスクが大型株に比べ高くなる場合があります。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。中小型株は、その市場規模や取引量が比較的小さいため、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の取引量の縮小により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

● ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

● 換金の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金の申込受付が中止されることがあります。

● 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。



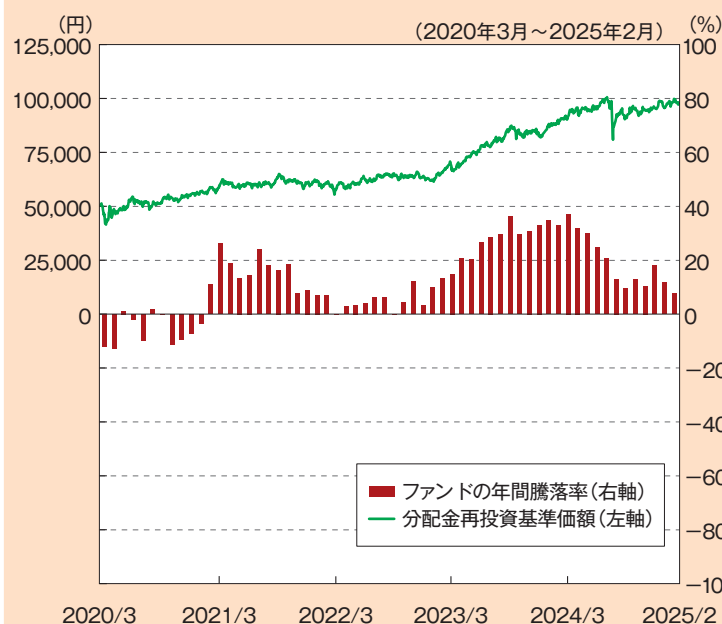
リスクの管理体制

- ・ ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。
- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

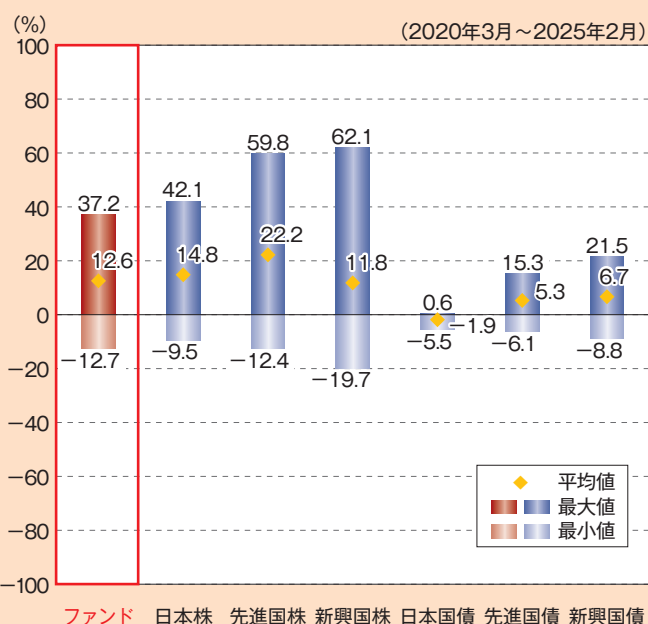
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

① ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



② ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは2020年3月から2025年2月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIX の指数値および TOPIX にかかる標章または商標は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX に関するすべての権利・ノウハウおよび TOPIX にかかる標章または商標に関するすべての権利は JPX が有します。JPX は、TOPIX の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPX により提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても JPX は責任を負いません。

先進国株

MSCI コクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFR」という。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は NFR に帰属します。

先進国債

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

新興国債

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドとは、J.P. Morgan Securities LLC が算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

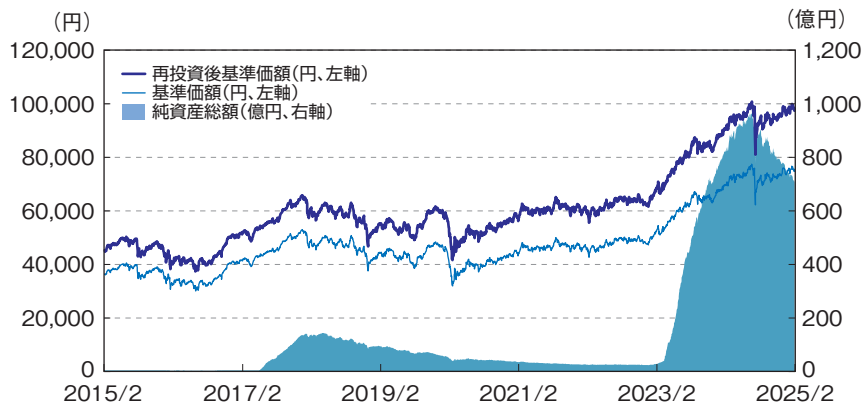
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

運用実績

2025年2月末日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移

基準価額と純資産総額の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移

決算日	分配金(円)
45期(2023年2月20日)	0
46期(2023年8月21日)	0
47期(2024年2月20日)	0
48期(2024年8月20日)	0
49期(2025年2月20日)	0
設定来累計	7,350

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

基準価額 74,668円 純資産総額 705.0億円

主要な資産の状況

資産配分

資産	純資産比(%)
国内株式	97.44
現金・他	2.56
合計	100.00

※四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

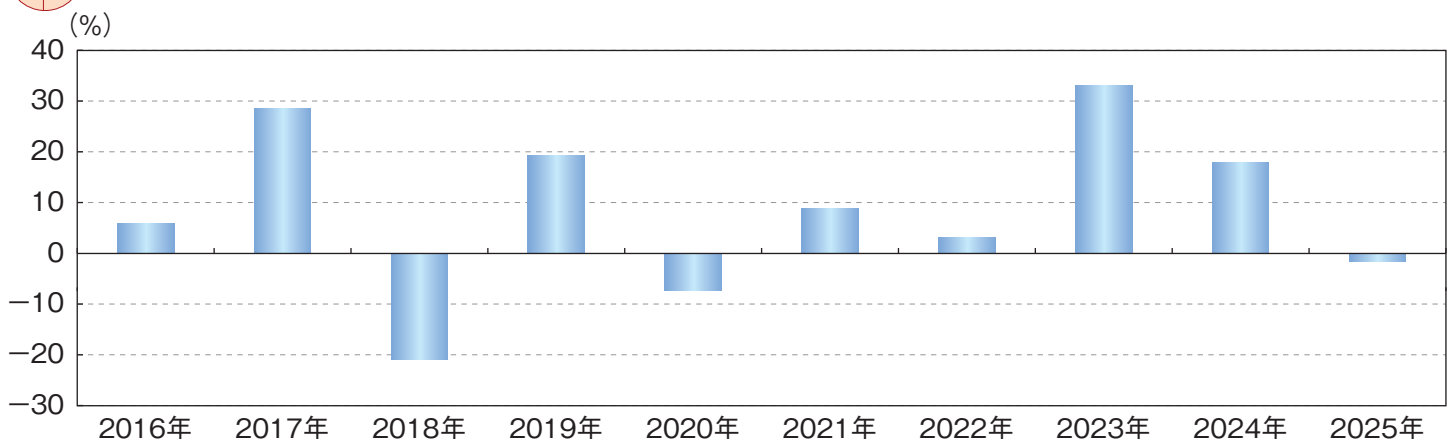
組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	純資産比(%)
1	京セラ	電気機器	3.79
2	しずおかフィナンシャルグループ	銀行業	3.61
3	京都フィナンシャルグループ	銀行業	3.16
4	TBSホールディングス	情報・通信業	2.86
5	TOPPANホールディングス	その他製品	2.79
6	NOK	輸送用機器	2.72
7	スタンレー電気	電気機器	2.46
8	日本化薬	化学	2.27
9	テイ・エス テック	輸送用機器	2.25
10	住友倉庫	倉庫・運輸関連業	2.14

組入上位10業種

	業種	純資産比(%)
1	電気機器	14.54
2	化学	12.79
3	輸送用機器	8.15
4	機械	8.00
5	建設業	7.38
6	その他製品	7.11
7	銀行業	6.77
8	食料品	5.69
9	情報・通信業	4.08
10	医薬品	3.75

年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

*ファンドにはベンチマークはありません。

*2025年は年初から2月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等



お申込みメモ

購 入 単 位	「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります（コース名称は販売会社により異なる場合があります。）。 各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時30分までに購入・換金のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 の 申 込 期 間	2025年5月21日から2025年11月20日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
信 託 期 間	無期限とします。（設定日：2000年8月31日）
繰 上 償 還	委託会社は、受益権の残存口数が10億口を下回った場合、または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し信託を終了させることができます。
決 算 日	年2回決算、原則毎年2月20日および8月20日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 「分配金再投資コース」は税引後無手数料で再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。 配当控除が適用される場合があります。益金不算入制度は適用されません。



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	3.3%(税抜3.00%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3%を乗じて得た金額とします。	

＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

運用管理費用
(信託報酬)

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し**年率1.87% (税抜1.70%)**を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

(信託報酬の配分)

支払先	料率(年率)	役務の内容
委託会社	0.80%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.80%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.10%(税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(支払方法)

毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。

- ・ 有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
- ・ 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。)
- ・ 信託財産に関する租税 等

※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

- ◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
- ◆ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

手続・手数料等

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

◆少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆上記は2024年9月末現在の内容に基づいて記載しています。

◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

(対象期間:2024年8月21日~2025年2月20日)

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.88%	1.87%	0.01%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

